

作成 1995年 7月 1日

改訂 2015年 9月 1日

安全データシート(SDS)

1. 製品名及び会社情報

製品名 : エスロン マスタイトチューブ
会社名 : 積水化学工業株式会社
住所 : 〒105-8450 東京都港区虎ノ門 2-3-17 (虎ノ門2丁目タワー)
担当部門 : 環境ライフラインカンパニー インフラ土木システム事業部
電話番号 : 03-5521-0756
FAX 番号 : 03-5521-0557
緊急連絡先 : 上記担当部門
推奨用途 : 『エスロン カイシヨマス』の接合用シール剤(所定の用途以外には使用しないこと)
整理番号 : S-605

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学危険性	: 爆発物	分類対象外
	: 可燃性・引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む)	分類対象外
	: エアゾール	分類対象外
	: 支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	: 高压ガス	分類対象外
	: 引火性液体	分類対象外
	: 可燃性固体	区分2
	: 自己反応性化学品	分類対象外
	: 自然発火性液体	分類対象外
	: 自然発火性固体	区分外
	: 自然発熱性化学品	分類できない
	: 水反応可燃性化学品	分類対象外
	: 酸化性液体	分類対象外
	: 酸化性固体	分類対象外
	: 有機過酸化物	分類対象外
	: 金属腐食性物質	区分外
	健康に対する有害性	: 急性毒性(経口)
: 急性毒性(経皮)		区分外
: 急性毒性(吸入; ガス)		分類対象外
: 急性毒性(吸入; 蒸気)		区分5
: 急性毒性(吸入; 粉じん、ミスト)		分類できない
: 皮膚腐食性・刺激性		区分3
: 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性		区分外
: 呼吸器感作性		分類できない
: 皮膚感作性		分類できない
: 生殖細胞変異原性		区分外
: 発ガン性		区分外
: 生殖毒性		区分1A
: 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸、肝臓、腎臓、中枢神経系) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)	
: 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器、肝臓、腎臓、神経系、中枢神経系)	
: 吸引性呼吸器有害性	区分外	
環境に対する有害性	: 水性環境急性有害性	区分3
	: 水性環境慢性有害性	区分3
	: オゾン層への有害性	分類できない

【GHSラベル要素】

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 可燃性固体

飲み込むと有害のおそれ

吸入すると有害のおそれ

軽度の皮膚刺激

生殖能または、胎児への悪影響のおそれ

呼吸器、肝臓、腎臓、中枢神経系の障害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気または、めまいのおそれ

長期または、反復ばく露による、呼吸器、肝臓、腎臓、神経系、中枢神経系の障害

水生生物に有害

長期的影響により水生生物に有害

注意書き : 作業衣、保護手袋、保護メガネ、防毒マスク又は、送気マスクなどを着用すること。

必ず換気をよくして、ご使用ください。

皮膚に付着したり、蒸気を吸入すると、皮膚障害や中毒を起こすおそれがあります。

皮膚に付着した場合 ; 直ちに汚染された衣類を脱ぐこと。多量の水と石鹼で洗うこと。

眼に入った場合 ; 水で数分間、注意深く洗うこと。直ちに医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合 ; 直ちに医師の診断、手当てを受けること。口をすすぐこと。

火災の場合 ; 粉末消火剤、二酸化炭素を用いて消火すること。

火花、裸火、高温体などの着火源があるところで使用しないこと。

取り扱い時には、飲食や喫煙をしないこと。

取扱い後は、手をよく洗うこと。

開封後は、すみやかに使い切ること。

直射日光を避け、冷暗所(5~25℃)で保管すること。

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名 : ブチルゴム混和物(1成分形溶剤揮散型ブチルゴム系シーリング材)

[成分]	[含有量]	[CAS番号]	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	備考
ブチルゴム	15~25 %	非公開	非公開	
軟化剤	5~15 %	非公開	非公開	
顔料、充填材	45~55 %	非公開	非公開	
キシレン	2.4 %	1330-20-7	(3)-3	
エチルベンゼン	2.4 %	100-41-4	(3)-28	
トルエン	4.8 %	108-88-3	(3)-2	
ミネラルスピリット	22.0 %	8052-41-3	(9)-1700	

4. 応急措置

吸入した場合 : 直ちに新鮮な空気のところに移動し安静にする。

頭痛等の異常があれば、直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合 : 付着物を拭き取り、水と石鹼でよく洗浄する。かゆみ、炎症などの症状が出た場合は、速やかに医師の診断を受ける。

目に入った場合 : 直ちに清浄な水で15分以上、まぶたの裏側を含めて洗眼した後、医師の診断を受ける。コンタクトレンズ使用者は、できる限りコンタクトレンズを外して洗眼する。

飲み込んだ場合 : 直ちに水で口の中を洗浄し、医師の診断を受ける。

無理に吐き出させないようにする。

5. 火災時の措置

- 消火剤** : 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤** : 水を消火に用いてはならない。
- 火災時の特有の危険有害性** : 燃焼により有害なガス（一酸化炭素、二酸化炭素、窒素化合物）が生成するので、煙を吸入しないように注意する。
- 特有の消火方法** : 火元への燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。
延焼の恐れのないように、周囲の設備などに散水して周辺を冷却する。
- 消火を行う者の保護** : 消火活動は可能な限り風上から行き、有毒ガスの吸入を避ける。
消火活動の際は、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項** : 大量に漏出した場合、漏出した場所の周辺にはロープを張り、人の立ち入りを禁止する。漏出防止、除外などの作業は、必ず保護具を着用する。
(8. 暴露防止及び保護措置の項目参照)
- 環境に対する注意事項** : 付近の着火源を取り除き、消化機材を準備し、漏出した製品の流出を土砂、土のうなどで防止する。漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。
- 除去方法** : 少量の場合は、紙や布で拭き取り、大量の場合は、火花の出ないシャベルなどで密閉できる容器にすくい取り、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】

- 技術的対策** : (8. 暴露防止及び保護措置の項目参照)
- 局所排気・全体換気** : 取扱い場所の換気を十分に行い、呼吸器、目、手、皮膚及び身体の適切な各保護具を着用し、直接の接触を防ぐ。
- 注意事項** : 施工・養生中に溶剤等の蒸気が発生するため、吸入しないように注意し、容器開封後は、速やかに全量を使い切る。
- 安全取り扱い注意事項** : 取扱い後は、手、顔などをよく洗い、うがいをする。

【保管】

- 適切な保管条件** : 保管時の温度が5℃以下または、40℃以上とならないようにする。
直射日光を避け、容器を密閉して屋内冷暗所に保管する。(火気厳禁)
- 安全な容器包装材料** : 製品の容器包装材料にて保管する。

8. 暴露防止措置及び保護措置

- 設備対策** : 状況に応じ、局所排気装置を設置する。
状況に応じ、目の洗浄及び、身体洗浄のための設備を設置する。
- 管理濃度** : キシレン(エチルベンゼン含有) ; 50ppm
トルエン ; 50ppm
- | | | | |
|-------------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| | | 日本産業衛生学会 (2002年版) | ACGIH (2004年版) |
| 許容濃度 | : キシレン(エチルベンゼン含有) ; | 50ppm , 217mg/m ³ | 100ppm(TWA) 150ppm(STEL) |
| | : トルエン ; | 50ppm , 188mg/m ³ | 50ppm(TWA) |

【保護具】

- 呼吸器の保護具** : 有機ガス用防毒マスク
- 手の保護具** : 不浸透性保護手袋
- 目の保護具** : 有機溶剤対応型ゴーグル
- 皮膚及び身体の保護具** : 長袖作業衣

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	: ペースト状
色	: グレー
におい	: 芳香、石油臭
PH	: 該当せず
融点/凝固点	: データーなし
沸点	: データーなし
引火点	: 約 33.8 °C (セタ密閉式)
発火点	: データーなし
燃焼性	: データーなし
爆発範囲	: データーなし
蒸気圧	: データーなし
蒸気密度	: データーなし (空気より大)
蒸発速度	: データーなし
相対密度 (25°C)	: 1.1~1.3 g/cm ³
溶解性	: 水に不溶
オクタノール/水分配係数	: データーなし
分解温度	: データーなし
粘度 (20°C)	: データーなし
不揮発分	: 72 %以上

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の 温度・圧力 の条件下では、安定である。
危険有害反応可能性	: 特記すべき反応性なし。
避けるべき条件	: 特記すべき反応性なし。
混触危険物質	: 特記すべき反応性なし。
危険有害な分解生物	: 規定通りに使用すれば、分解物は発生しない。しかし、燃焼などにより、一酸化炭素等の有毒ガスを発生するおそれがある。

11. 有害性情報

【混合物による判定】

急性毒性 (経口)	: 計算による「推定値」が、4,048mg/kg であることから、区分5 (飲み込むと有害のおそれ) とした。
急性毒性 (経皮)	: 計算による「推定値」が、6,385mg/kg であることから、「区分外」とした。
急性毒性 (吸入 ; ガス)	: 構成成分は、すべて『GHS定義』による「液体」、もしくは「固体」であることから、分類の対象にならない。
急性毒性 (吸入 ; 蒸気)	: 計算による「推定値」が、5,593ppm (22.24mg/L) であることから、区分5 (吸入すると有害のおそれ) とした。
急性毒性 (吸入 ; 粉塵・ミスト)	: 現在のところ「データなし」であることから、「分類できない」とした。
皮膚腐食性/刺激性	: 区分2 に該当する物質を、9.6%含有しているが、<10%、≥1%であることから、区分3 (軽度の皮膚刺激) とした。
眼に対する重篤な損傷/刺激性	: 区分2A に該当する物質を、4.8%と、区分2B に該当する物質を、4.8%含有しているが、2A+2B (≤10%) であることから、区分2B (眼刺激) とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 現在のところ「データなし」であることから、「分類できない」とした。
生殖細胞変異原性 (変異原性)	: 該当する物質の「分類根拠」により、「区分外」とした。
発ガン性	: 該当する物質の「分類根拠」により、「区分外」とした。
生殖毒性	: 区分1A に該当する物質を、4.8%と、区分1B に該当する物質を、4.8%含有しているが、1A (≥0.1%) と、1B (≥0.3%) であることから、区分1A (生殖能または胎児への悪影響のおそれ) とした。
標的臓器/全身毒性 (単回暴露)	: 該当する物質を、9.6%含有していることから、区分1 (呼吸器、肝臓、腎臓、中枢神経系の障害) と、区分3 (呼吸器への刺激のおそれ、眠気またはめまいのおそれ) とした。
標的臓器/全身毒性 (反復暴露)	: 該当する物質を、9.6%含有していることから、区分1 (長期にまたは反復暴露による呼吸器、肝臓、腎臓、神経系、中枢神経系の障害) とした。
吸引力呼吸器有害性	: 区分1 に該当する物質を、4.8%と、区分2 に該当する物質を、4.8%含有しているが、40°Cでの動粘性率が、20.5mm ² /s以上の「固体」であることから、「区分外」とした。

12. 環境影響情報

- 水生環境有害性(急性)** : 該当する物質を、9.6%含有していることから、区分3(水生生物に有害)とした。
水生環境有害性(慢性) : 該当する物質を、9.6%含有していることから、区分3(長期的影響により水生生物に有害)とした。
オゾン層への有害性 : 当該品の成分はモントリオール議定書の附属書に列記されていない為、分類出来ない。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物** : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
 本品は、70℃以下の引火性成分を含む混合物(特別管理型産廃)に分類される。
- 汚染容器・包装** : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
 空容器類を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に、産業廃棄物(安定型・管理型産廃)として処理または、回収にまわす。

14. 輸送上の注意**【国際規則】**

- 国連分類** : クラス4.1(可燃性固体)
国連番号 : 1325(有機物)
容器等級 : III

【国内規則】

- 海洋汚染防止法** : 有害液体物質
 (施行令別表第1 Y類 キシレン、エチルベンゼン、トルエン)
 但し、容器1個当たりの容量が5L以下は非該当
- 陸上輸送** : 消防法、労働安全衛生法 に定められている運送方法に従う。
海上輸送 : 船舶安全法 に定められている運送方法に従う。
航空輸送 : 航空法 に定められている運送方法に従う。
安全対策 : 運送前に容器の破損、腐食、漏れなどが、ないことを確認する。
 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
 消防法による「危険物」では、引火性固体なので「火気厳禁」。

15. 適用法令**【各種法規制による該当物質】**

- 労働安全衛生法 第57条の1 表示物質** : キシレン、エチルベンゼン、トルエン
労働安全衛生法 第57条の2 通知物質 : キシレン、エチルベンゼン、トルエン、ミネラルスピリット
労安法 有機溶剤中毒予防規則 : キシレン、トルエン
化学物質管理促進(PRTR)法

- : 第1種指定化学物質 トルエン 政令番号第300番
 : 第1種指定化学物質 キシレン 政令番号第80番
 : 第1種指定化学物質 エチルベンゼン 政令番号第53番

- 毒物及び劇物取締法** : 混合物であることから、現在のところ該当物質なし

【適用法令】

- 消防法** : 危険物 第2類 引火性固体、危険等級III
船舶安全法 : 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 第56条 別表第5 に準ずる。
港則法 : 施行規則 第12条 危険物 に準ずる。
航空法 : 規則 第194条 危険物告示 別表第3 に準ずる。
海洋汚染防止法 : 有害液体物質
 (施行令別表第1 Y類 キシレン、エチルベンゼン、トルエン)
 但し、容器1個当たりの容量が5L以下は非該当

16. その他の情報**【引用文献】**

- 1) 化学物質等安全データシート(MSDS)ー第1部:内容及び項目の順序
- 2) 製品安全データシートの作成指針(改訂版)、社団法人日本化学工業協会
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 化学物質の危険・有害性便覧 中央労働災害防止協会
- 5) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) JIS Z 7253

※この情報は新しい知見に基づき、改訂されることがあります。

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成いたしておりますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。また、記載事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、特別な取り扱いをする等の場合には新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。